

国立大学法人山口大学  
令和3年度 物品・役務等契約監視委員会議事概要

1. 開催日時 令和3年10月12日(火)13時30分～17時
2. 開催場所 国立大学法人山口大学 事務局2号館 第2会議室
3. 出席委員 ○委員長 土谷和義(本学監事)  
○委員 三石恭子(本学監事)  
岡田 実(元山口県副知事)
4. 審査対象期間 令和2年4月～令和3年3月
5. 審査対象案件 8件(一般競争入札 7件, 随意契約 1件)
6. 案件毎の質疑 別紙の通り

7. 総評

全体としては、特に問題なく処理されている。

なお、審査の過程で検討や見直しをお願いした点については、適切に対応し、今後の業務に活用していただきたい。

以上

質問・意見等	回 答
<b>(1) スクールバス 一台 【一般競争入札】</b> (財務部契約課)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様策定はどのように行われたか。</li> <li>・応札二者のうち一者は1項目の仕様を満たさず不合格となっている。当該1項目により特定のメーカーの仕様を満たさなくなることは考慮していたのか。</li> <li>・仕様策定委員会には、実際に運転する職員や学生・生徒を引率する職員の視点も必要ではなかったか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・供給可能な数社の仕様を基に策定した。</li> <li>・改造等により技術的に対応が可能であることを確認した上で、本学の求める仕様を決定した。</li> <li>・委員としては任命していないが、バスの運行等に関する職員の意見は確認している。</li> </ul>
<b>(2) 山口大学教育学部附属学校学習用コンピュータ 一式 【一般競争入札】</b> (財務部契約課)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・本件は政府調達案件であり、本来50日以上公告期間が必要であるが、急を要する事情により10日に短縮している。 短縮した理由は何か。</li> <li>・再度の公告に対しても一者応札であったが、原因は分析しているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本件は、一者から応札があり手続きを進めていたが、その業者が応札を取り下げたため、再度公告をせざるを得なくなった。 また、納期を年度内とする必要があったため、可能な範囲で公告期間を短縮したものである。</li> <li>・興味を示した業者に応札しなかった理由を確認したところ、「数量が多いため納期に対応できない」、「仕様に対応できない」という回答であった。</li> </ul>

**(3) 医・工学部図書館集密書架解体・搬出作業 【随意契約】**

**(財務部契約課)**

- |  |   |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 本件では請書を徴取していないが、徴取する必要はなかったか。</li><li>・ 規則の解釈は理解したが、この規則は請書を徴取することを禁じているものではない。発注に対する適正な履行を確保するためには、寧ろ請書を徴取することを慣習にした方が良いという考え方もできるので一考していただきたい。</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 本件は継続的な履行ではないこと、また、業者が発注に応じて作業したことが確認できることから請書は徴取しなかった。</li></ul> |
|--|---|

**(4) 医療材料等に係る院内物流管理・運營業務 【一般競争入札】**

**(医学部管理運営課)**

- |  |  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 最低基準価格の算定に当たって、契約事務取扱要項第24条の第3号ではなく第4号を適用したのは適切だったのか。</li><li>・ 入札価格が最低基準価格を下回った場合は調査することとなっているが、その場合、仕様に基づいた業務を履行できるかどうかを確認する方法や判断基準を定めたものはあるのか。</li><li>・ 最低基準価格は、確実に履行できるかどうかを判断するために定めるものである。客観的に判断する根拠がなければ「最低基準価格」を定めたとしても意味をなさないのではないか。</li><li>・ 本件は、現行ルールにおいては手続き上の問題はないが、ルール自体に問題がないかを点検する必要があると考える。</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 「予定価格算出の基礎」とした参考見積額では直接人件費及び直接物品費の内訳が明確でなかったため、第3号を適用することは適切でないと判断し、第4号を適用して算出した。</li><li>・ (財務課) 具体的な方法は特に定めていない。</li></ul> |
|--|--|

**(5) 医薬品に係る院内物流管理・運營業務 【一般競争入札】**

(医学部管理運営課)

- |   |  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 本件についても(4)と同様に、最低基準価格の算定に当たって、契約事務取扱要項第24条の第3号ではなく第4号を適用したのは適切だったのか。</li><li>・ 応札業者からの聴き取り記録の内容で履行可能と判断できたのか。</li><li>・ 聴き取り記録は本学担当者が作成したものであるが、今後は、説明責任を果たすためにも、応札業者から書面で徴取するなど適切な形で記録を残していただきたい。</li><li>・ 現時点で業務は問題なく履行されているか。</li><li>・ (4)と同様に、現行ルールにおいては手続き上の問題はないが、ルール自体に問題がないかを点検する必要があると考える。</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 「予定価格算出の基礎」とした参考見積額では直接人件費及び直接物品費の額が明確でなかったため、この第3号を適用することは適切でないと判断した。そこで第4号を適用して算出した。</li><li>・ 履行可能と判断した。<br/>また、応札業者の財務諸表等から健全な経営状況であることも確認し、問題ないと判断した。</li><li>・ 適切に履行されている。</li></ul> |
|---|--|

**(6) 人工呼吸器 PB980 TYPE U 16式 【一般競争入札】**

(医学部管理運営課)

- |  |  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 本件が政府調達適用除外となった背景を説明していただきたい。</li><li>・ 一者応札の原因は分析しているか。</li><li>・ 仕様策定委員会を設置せずに機種選定しているが問題はないか。</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 国の施策により新型コロナウイルス感染症医療提供体制強化への緊急対応が求められたことから、政府調達適用除外の判断基準に基づき手続きしたものである。</li><li>・ 機種を特定して公告したため、応札業者が限定されたと考える。</li><li>・ 今回は仕様策定委員会を設置しなくてもよい案件であった。</li></ul> |
|--|--|

**(7) 患者用ベッド 一式 【一般競争入札】**

**(医学部管理運営課)**

- |   |   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・一者応札となった原因は分析しているか。</li><li>・入札説明書は二者が受理し、一者は応札に至っていないが、理由を確認しているか。</li><li>・予定価格の算出に当たり、近隣業者から参考見積を徴取しているが、この業者は応札できなかったのか。</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・調達の数が多いこと、搬入に1週間以上かかること、そのための人手やノウハウも必要であること、また、納入後のアフターケアも必要であることから中小規模の業者には難しかったようである。</li><li>・小児用ベッドを取り扱っていないことから応札できない旨を確認している。</li><li>・当該業者からは、調達の数が多いこともあり実際に納入することは難しいということを確認している。</li></ul> |
|---|---|

**(8) 高速並列計算機 【一般競争入札】**

**(工学部会計課)**

- |   |   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・一者応札の原因は分析しているか。</li><li>・本件は、単に計算機の調達ではなく、保守体制や納入後の研究者との打合せが必要として、博士号取得者2名以上からなるサポートチームを求めているが、これらは仕様として妥当な範囲なのか。</li><li>・特定の業者を想定した仕様ではなかったのか。</li><li>・一般論として、過度な仕様を求めることにより競争性が阻害されることがあるので、引き続き留意していただきたい。</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・応札しなかった業者から理由を確認したところ、インストール設定・サポートなどで高度な知識や技術が必要となるため、対応が難しいという理由であった。</li><li>・本システムは、研究者の要望に合わせてカスタマイズする必要があることから、計算機及び化学計算の両方を熟知したサポートチームが必要であった。そのため、研究の中身を理解し、研究者とのコミュニケーションが十分とれる能力が求められた。</li><li>・教員の研究遂行上外せない仕様であった。</li></ul> |
|---|---|

以上